

平成25年度

定期監査結果報告書

(平成25年度対象その2)

八戸市監査委員

(平.26.2)

八 監 第 7 5 号
平成26年2月21日

八戸市長
小林 眞 様
八戸市議会議長
田名部 和 義 様
八戸市農業委員会会長
山内 光 興 様

八戸市監査委員 白川 文 男

八戸市監査委員 小原 隆 平

八戸市監査委員 吉田 博 司

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成25年度定期監査を実施
したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

目 次

定期監査結果報告

1	監査実施日	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査執行者	1
5	監査の方法	1
6	監査の結果	2
	まちづくり文化スポーツ観光部	3
	総務部	6
	商工労働部	9
	農林水産部	11
	福祉部	14
	農業委員会	16

1 監査実施日

平成25年11月13日から平成26年1月28日まで

2 監査の対象

対 象 部 ・ 課 (室) 名	
まちづくり文化 スポーツ観光部	まちづくり文化推進室、スポーツ振興課、八戸ポータルミュージアム
総 務 部	総務情報管理室、行政改革推進課、情報システム課
商 工 労 働 部	商工政策課、産業振興課
農 林 水 産 部	農政課、農業経営振興センター、中央卸売市場
福 祉 部	福祉政策課、こども家庭課
農業委員会事務局	

3 監査の範囲

平成25年度（平成25年4月1日～平成25年10月31日）

4 監査執行者

監査委員 白川文男

監査委員 小原隆平

監査委員 吉田博司

なお、監査委員 吉田博司は、農業委員会委員の職にあるため、農業委員会の監査において、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 監査の方法

各部課等において執行された財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かを主眼とし、次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象ごとに監査項目を定めて、諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 監査委員出席のもと、部長等以下関係職員から事務事業の執行状況について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務についての監査の結果は、適正に処理されている。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

まちづくり文化スポーツ観光部

まちづくり文化推進室

1 主なる分掌事務

- (1) 市街地活性化の推進に関すること。
- (2) 市街地再開発事業その他の再開発事業に係る調査計画及び実施に関すること。
- (3) 都市景観に係る調査計画及び指導に関すること。
- (4) 芸術文化の振興に関すること。
- (5) 文化教養センター南部会館、公会堂、八戸市公民館及び南郷文化ホールに関すること。
- (6) 中心市街地活性化基本計画に関すること。
- (7) 中心市街地活性化関連事業に関すること。
- (8) 中心市街地商業等活性化事業に関すること。
- (9) 株式会社まちづくり八戸に関すること。

2 機構・職員の状況

室長 — 副室長 (部次長兼務)	まちづくり支援グループ	副参事(グループリーダー)以下	6人
		(うち非常勤職員	1人)
	文化推進グループ	主幹(グループリーダー)以下	6人
		(うち非常勤職員	1人)
	中心市街地活性化グループ	副参事(グループリーダー)以下	4人
			計18人

3 監査項目

- | | |
|-------------|--|
| (1) 収入事務 | 社会教育使用料(八戸市公民館使用料、南郷文化ホール使用料)
土木手数料(屋外広告物許可手数料) |
| (2) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (3) 補助金交付事務 | 八日町地区優良建築物整備補助金 |
| (4) 契約事務 | 平成25年度南郷アートプロジェクト業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

ス ポ ー ツ 振 興 課

1 主なる分掌事務

- (1) スポーツ推進委員に関すること。
- (2) 社会体育及びスポーツ振興に関すること。
- (3) スポーツ団体の育成及び援助に関すること。
- (4) スポーツ賞及びスポーツ奨励賞に関すること。
- (5) 体育館、スポーツ研修センター等の市内各所にある体育関連施設に関すること。
- (6) 南郷カッコーの森エコーランドに関すること。

2 機構・職員の状況

課 長 —— スポーツ振興グループ 副参事（グループリーダー）以下 8人 計 9人

3 監査項目

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 収入事務 | 雑入（新井田インドアリンクネーミングライセンス収入） |
| (2) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (3) 補助金交付事務 | 第68回市町村対抗青森県民体育大会派遣事業補助金 |
| (4) 契約事務 | 多賀地区多目的運動場整備基本構想策定業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

八戸ポータルミュージアム

1 主なる分掌事務

八戸ポータルミュージアムの自主事業、貸館事業その他施設運営に関すること。

2 機構・職員の状況

館長	副館長	総務経営グループ	副参事(グループリーダー)以下	8人
			(うち非常勤職員)	5人)
		企画運営グループ	主幹(グループリーダー)以下	9人
			(うち非常勤職員)	5人)
				計19人

3 監査項目

- (1) 収入事務 土木使用料(八戸ポータルミュージアム使用料)
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 契約事務 「八戸ビューティー」ロゴ制作業務委託契約
八戸ポータルミュージアムインフォメーション委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

総務部

総務情報管理室

1 主なる分掌事務

- (1) 議会の招集、議案の総括、議決の処理等に関する事。
- (2) 選挙管理委員会の庶務に関する事。
- (3) 条例、規則等の審査及び整理に関する事。
- (4) 訴訟等に関する事。
- (5) 上長地区、市川地区及び下長地区の各市民センターの維持管理に関する事。
- (6) 褒賞等の行賞内申及び特別功労者その他の表彰に関する事。
- (7) 文書等の收受及び発送並びに浄書及び印刷に関する事。
- (8) 重要文書の審査及び簿冊等の保管指示に関する事。
- (9) 公印の保管等に関する事。
- (10) 行政文書の開示及び個人情報の保護に係る事務の総括に関する事。
- (11) 固定資産評価審査委員会の庶務に関する事。

2 機構・職員の状況

室長 (部次長兼務)	副室長	総務選挙グループ	副参事(グループリーダー)以下	6人
			(うち非常勤職員)	1人
		情報公開グループ	副参事(グループリーダー)以下	8人
			{	
			うち防犯交通安全課副参事兼務	1人
			うち教育指導課副参事併任	1人
			うち非常勤職員	1人
		法規グループ	副参事(グループリーダー)以下	6人
			{	
			うち八戸市広域市町村圏	
			事務組合総務課併任	2人
				計22人

3 監査項目

- (1) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (2) 契約事務 着ぐるみ制作業務委託契約
市庁舎廃棄文書リサイクル処理作業委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

行政改革推進課

1 主なる分掌事務

- (1) 行政改革の総括及び推進に関すること。
- (2) 事務事業運営の調査検討に関すること。
- (3) 行政評価及び公共事業の再評価の総括に関すること。
- (4) 地方分権の推進に関すること。
- (5) 指定管理者制度の総括に関すること。
- (6) 出資法人の総括に関すること。
- (7) 附属機関の総括に関すること。

2 機構・職員の状況

課長 —— 行政改革グループ 副参事（グループリーダー）以下 4人 計 5人

3 監査項目

- (1) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (2) 契約事務 附属機関等会議録作成業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

情報システム課

1 主なる分掌事務

- (1) 庁内の情報システムの導入及び調達の最適化に関すること。
- (2) ホストコンピュータの運用管理に関すること。
- (3) ホストコンピュータ利用業務システムに関すること。
- (4) ホストコンピュータ利用業務のデータエントリーに関すること。
- (5) 庁内情報ネットワークに関すること。
- (6) 地域情報化に関すること。

2 機構・職員の状況

課長	IT推進グループ	主幹(グループリーダー)以下	4人	
	電算処理グループ	主幹(グループリーダー)以下	6人	計11人

3 監査項目

- (1) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (2) 補助金交付事務 八戸市地形難視聴地域共聴施設整備事業費補助金
- (3) 契約事務 労働者派遣(電算処理業務その2)委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

商 工 労 働 部

商 工 政 策 課

1 主なる分掌事務

- (1) 商工業及び中小企業の振興に関すること。
- (2) 中小企業の経営合理化の促進に関すること。
- (3) 経済関係団体の育成及び指導に関すること。
- (4) 中小企業等協同組合の設立の許可等に関すること。
- (5) 地場産業の振興、地域産業高度化促進事業に関すること。
- (6) 新産業創出に係る企画立案に関すること。
- (7) 消費生活に係る調査及び資料の収集並びに対策に関すること。
- (8) 消費者教育及び計量知識の普及並びに啓発に関すること。
- (9) 消費生活相談及び苦情処理に関すること。

2 機構・職員の状況

課 長	—	商工振興グループ	副参事(グループリーダー)以下	8人
	—	消費生活センターグループ	主 幹(グループリーダー)以下	7人
			(うち非常勤職員	3人)
				計16人

3 監査項目

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 収入事務 | 商工手数料(計量器検査手数料) |
| | 雑入(計量器検査設備貸付料) |
| (2) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (3) 補助金交付事務 | Buyはちのへ運動普及啓発推進事業補助金 |
| (4) 契約事務 | 八戸市研究開発型企業育成モデル事業業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

産 業 振 興 課

1 主なる分掌事務

- (1) 企業誘致に関する事。
- (2) 工場立地に関する事。
- (3) 環境及びエネルギーに関わる産業創出及び振興に係る施策の企画立案及び推進に関する事。
- (4) 工業団地に関する事。
- (5) 新産業都市建設事業団に関する事。
- (6) 貿易促進及び港湾振興に関する事。
- (7) 人材還流事業に関する事。
- (8) 官公庁その他関係団体等の連絡に関する事。

2 機構・職員の状況

課 長 (部次長兼務)	企業誘致推進グループ	副参事(グループリーダー)以下	6人
	貿易振興グループ	副参事(グループリーダー)以下	5人
	東京事務所	所 長	以下 3人 (うち非常勤職員 1人)
	派遣	主 幹	1人
			計 16人

3 監査項目

- (1) 有価物等管理事務 切手、タクシー券
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 補助金交付事務 貿易支援施設入居促進補助金
- (4) 契約事務 企業誘致に係る情報収集事業委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

農 林 水 産 部

農 政 課

1 主なる分掌事務

- (1) 農業に係る施策の連絡調整に関すること。
- (2) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (3) 農業協同組合、農業共済組合等の整備強化に関すること。
- (4) 農業関係の諸証明に関すること。
- (5) 農林行政事務の調整に関すること。
- (6) 農業災害対策に関すること。

2 機構・職員の状況

課 長	農政グループ	参 事 (グループリーダー事務取扱)	以下 5人
(部次長兼務)	農地グループ	主 幹 (グループリーダー)	以下 5人
			計 11人

3 監査項目

- (1) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (2) 契約事務 農業振興地域整備計画策定等委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

農業経営振興センター

1 主なる分掌事務

- (1) 農業知識の普及啓発に関すること。
- (2) 市民農園に関すること。
- (3) 組織培養による優良種苗の生産に関すること。
- (4) 土壌改良に関すること。
- (5) 野菜及び花き並びに施設園芸の栽培の技術指導、新品種の導入・普及及び展示に関すること。
- (6) 農業に係る施策の企画立案に関すること。
- (7) 農業経営基盤強化促進対策に関すること。
- (8) 農業青年及び女性等担い手の育成に関すること。
- (9) 果樹、野菜、花き等の園芸、畑作及び稲作振興に関すること。
- (10) 植物の防疫に関すること。
- (11) 農作物の流通改善に関すること。

2 機構・職員の状況

場 長	—	経営支援グループ	副参事（グループリーダー）以下	6人
	└	生産振興グループ	主 幹（グループリーダー）以下	7人
				計14人

3 監査項目

- (1) 有価物等管理事務 切手
- (2) 収入事務 農業使用料（農業経営振興センター使用料）
生産物売払収入
- (3) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (4) 補助金交付事務 被災園芸施設復旧等緊急支援事業補助金
- (5) 契約事務 農作業・管理業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

中央卸売市場

1 主なる分掌事務

- (1) 市場の取引業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 卸売業者及び仲卸業者の経営指導に関すること。
- (3) 市場施設の使用許可及び維持管理等に関すること。
- (4) 市場運営協議会の庶務に関すること。

2 機構・職員の状況

市場長 ————— 次 長 ————— 業務グループ 8人 計10人
(業務グループ
リーダー事務取扱)

3 監査項目

- | | |
|--------------|--|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (2) 収入事務 | 卸売市場使用料(市場使用料、付属施設等使用)
雑入(電気使用料、水道使用料等) |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 荷捌き上屋設置 地質調査業務委託契約
荷捌き上屋設置 設計業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

福 祉 部

福 祉 政 策 課

1 主なる分掌事務

- (1) 福祉政策に係る調査及び総合調整に関すること。
- (2) 民生委員及び児童委員並びに民生委員推薦会に関すること。
- (3) 災害弔慰金の支給等に関すること。
- (4) 旧軍人等の恩給及び戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (5) 八戸市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。
- (6) 日本赤十字社に関すること。
- (7) 地域集会施設に関すること。

2 機構・職員の状況

課 長	福祉政策グループ	副参事(グループリーダー)以下	5人
(部次長兼務)	指導監査グループ	主 幹(グループリーダー)以下	3人
		計	9人

3 監査項目

- (1) 収入事務 民生使用料(更上閣使用料、福祉公民館使用料)
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 契約事務 ほのぼのコミュニティ21推進事業委託契約
福祉バス運営事業委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

こども家庭課

1 主なる分掌事務

- (1) こどもに関する総合的な企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 子育て支援及び遺児対策に関すること。
- (3) 児童福祉法による措置費の徴収及び支払に関すること。
- (4) ひとり親家庭等医療費に関すること。
- (5) 児童手当、子ども手当及び児童扶養手当に関すること。
- (6) 乳幼児等医療費に関すること。

2 機構・職員の状況

課長 (部次長兼務)	こども支援グループ	副参事(グループリーダー)	以下 9人
	家庭支援グループ	参事(グループリーダー事務取扱)	以下 8人 (うち非常勤職員 3人)
	子育て給付グループ	主幹(グループリーダー)	以下 10人 (うち非常勤職員 1人)
			計 28人

3 監査項目

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 収入事務 | 民生使用料(こどもはっち入場料) |
| (2) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (3) 補助金交付事務 | 八戸市次世代育成支援施設整備事業補助金 |
| (4) 契約事務 | 地域子育て支援拠点事業委託契約
放課後児童健全育成事業委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

農業委員会事務局

1 主なる分掌事務

- (1) 委員の報酬、費用弁償及び身上に関すること。
- (2) 農業委員会運営協議会に関すること。
- (3) 農政部会・農地部会の権限に属する事項及び会議に関すること。
- (4) 農業振興地域整備計画の推進に関すること。
- (5) 農地の移動あっせんに関すること。

2 機構・職員の状況

事務局長	——	次 長	——	農政グループ	4 人
(農林水産部	(農政課参事併任	——	農地グループ	主幹(グループリーダー) 以下 5 人
次長併任)	・	農政グループリーダー事務取扱)			計 11 人
					(農政課職員併任)

3 監査項目

- (1) 収入事務 農業手数料(農業関係証明手数料)
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 契約事務 はちのへのうぎょうだより等配布業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。